第3号議案

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の計画策定プロセスの延長について (案)

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の計画策定プロセスについて、送配電等業務指針第50条第1項に基づき、以下のとおり、広域系統整備計画の新たなスケジュールを決定するとともに、第2回中間報告を作成し、これらを本機関ウェブサイトにて公表する。また、同条第2項に基づき、以下のとおり、新たなスケジュール及び第2回中間報告を検討提起者、送配電等業務指針第40条第1項の募集に応じた電気供給事業者及び費用負担候補者へ書面にて通知する。

1. 計画策定プロセスの新たなスケジュール

第81回理事会において、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者(提起者及び応募者)に対し通知したが、同通知後、応募者からの応募取り下げ等の申し出を受け付けた。

このため、第87回理事会において、費用負担割合の案のうち費用負担額の試算を変更の上、応募取り下げを申し出た応募者を除く費用負担候補者(提起者及び応募者)に対し通知し、同意の意思確認を再度行うことにした。これに伴い、計画策定プロセスのスケジュールを変更する。

(変更前) 広域系統整備計画の取りまとめ・・・平成28年12月目途 (変更後) 広域系統整備計画の取りまとめ・・・平成29年 2月目途

- 2. 第2回中間報告 別紙1のとおり。
- 3. 新たなスケジュール及び第2回中間報告の公表本機関ウェブサイトにて別紙2を公表する。
- 4. 新たなスケジュール及び第2回中間報告の通知 検討提起者、募集に応じた電気供給事業者及び費用負担候補者へ、別紙3により 通知する。

以上

【添付資料】

別紙1:第2回中間報告書 別紙2:ウェブサイト公表文

別紙3:通知文書

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の 検討状況について (第2回中間報告)

平成28年12月21日電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

1. はじめに

本機関は、昨年4月より東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の策定手続(以下、「計画策定プロセス」という。)を開始し、広域系統整備委員会にて具体的な検討を進めているが、本年10月7日に、費用負担割合の案への同意確認の方法を見直すこととし、計画策定プロセスの新たなスケジュールを決定するとともに、添付のとおり中間報告を作成し、公表したところである。

今次、本機関は、広域系統整備計画の取りまとめに要する予定を再度変更し、計画策定プロセスの新たなスケジュールを決定したことから、中間報告以降の検討状況について次のとおり報告する。

2. 中間報告以降の経緯

本機関は、本年10月7日に、東北東京間連系線(以下、「本連系線」という。)を活用して広域的取引拡大を希望する電気供給事業者(以下、「提起者」という。)及び本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集に応じた電気供給事業者(以下、「応募者」という。)へ費用負担割合の案を通知し、本年11月2日までの期間において同意確認を行ったところ、一部の応募者から、応募取り下げ及び応募内容変更の申し出があった。

これにより、本機関は、本年11月16日に、費用負担割合の案のうち費用負担額の試算を変更の上、提起者及び応募者に対し改めて通知し、再度の同意確認を行った。この結果、全ての提起者及び応募者から費用負担割合の案への同意を得たことから、本年12月21日に、費用負担候補者である一般送配電事業者への費用負担割合の案の同意確認を決定した。

3. 計画策定プロセスのスケジュールの変更の必要性

前述の経緯のとおり、提起者及び応募者に対し再度の同意確認を行うため、計画策定プロセス のスケジュールを 2 か月程度延長することとした。

なお、本連系線の広域系統整備の着工時期には影響を与えないようにするため、広域系統整備計画の取りまとめ前に工事費負担金契約の締結に向けた準備を行う。

4. 変更後のスケジュール

変更後のスケジュールは以下のとおりである。

- ・平成28年11月16日~12月13日費用負担割合の案への再度の同意確認(提起者及び応募者)
- · 平成28年12月21日
 - 一般送配電事業者への費用負担割合の案の同意確認の決定
- ・平成28年12月21日~平成29年1月31日 費用負担割合の案への同意確認(一般送配電事業者)
- ・平成29年2月 広域系統整備計画の策定

以上

(添付資料)

添付:東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の検討状況について(中間報告)

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の検討状況について (中間報告)

平成28年10月7日電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

1. はじめに

本機関は、昨年4月より東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の策定手続(以下、「計画策定プロセス」という。)を開始し、広域系統整備委員会にて具体的な検討を進めてきたところであるが、広域系統整備計画の取りまとめに要する予定を変更し、計画策定プロセスの新たなスケジュールを決定したことから、これまでの検討状況について次のとおり報告する。

2. 経緯

本機関は、昨年4月に東北東京間連系線(以下、「本連系線」という。)を活用して広域的取引拡大を希望する電気供給事業者(以下、「提起者」という。)から、本連系線の広域系統整備に関する提起を受け、また、送配電等業務指針第23条第1項第2号ウ(平成28年4月1日付改正前)に規定される広域的取引の環境整備に関する検討開始要件に適合していると認めた。

以上の状況を踏まえ、本機関は、昨年4月より本連系線に係る計画策定プロセスを開始し、提起者以外の他事業者の増強ニーズを探索するため本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者(以下、「応募者」という。)の募集を実施するとともに、広域系統整備委員会にて、平成28年10月を目途に本連系線に係る広域系統整備計画を取りまとめるべく増強対策案の具体的な検討を進め、昨年9月30日には広域系統整備の基本要件及びその系統整備の目的に照らした受益者の範囲を決定した。

そして、本機関は、昨年12月16日に、業務規程第33条第1項(平成28年4月1日付改 正前)に基づき、実施案及び事業実施主体の募集を行い、その結果、東北電力株式会社より事業 実施主体への応募の意思表明があり、本年5月9日に当該事業者から実施案の提出を受けた。

その後、広域系統整備委員会での議論及び評議員会での審議を踏まえ、本年10月7日に、業務規程第58条に基づき実施案及び事業実施主体を、送配電等業務指針第47条第3項に基づき費用負担割合の案を決定した。

3. 計画策定プロセスのスケジュールの変更の必要性

費用負担割合の案の検討にあたり、送配電等業務指針第47条第2項に基づき、費用負担候補者に意見を求めたところ、費用負担候補者である一般送配電事業者より「費用負担割合の案への同意確認時に提起者又は応募者から提起又は応募の取り下げの申し出があった場合、一般負担の負担額が変動することから、提起者及び応募者への費用負担割合の案への同意確認を一般送配電事業者に先だって実施して欲しい。」旨の申出がなされた。

一般負担の負担額が変動し得る状況下において一般送配電事業者から費用負担割合の案の同意を得ることは困難と思料されるため、費用負担割合の案への同意確認の方法を、提起者及び応募者に先行して実施し、これを確認後、一般送配電事業者に実施する方法に見直すことが必要と判断した。かかる場合、計画策定プロセスのスケジュールを2か月程度延長することが必要となる。

なお、広域系統整備計画の取りまとめ前に工事費負担金契約の締結に向けた準備を開始することにより、本連系線の広域系統整備の着工時期には影響を与えないよう対応することが可能と考える。

以上より、本機関は、費用負担割合の案への同意確認を上記の方法に見直すこととし、これに 伴い、計画策定プロセスのスケジュールを2か月程度延長することとした。

4. 変更後のスケジュール

変更後のスケジュールは以下のとおりである。

- ・平成28年10月7日 実施案及び事業実施主体の決定
- ・平成28年10月7日 費用負担割合の案の決定
- ・平成28年10月7日~11月2日 費用負担割合の案への同意確認(提起者及び応募者)
- ・平成28年11月下旬 一般送配電事業者への費用負担割合の案の同意確認の決定
- ・平成28年11月下旬~12月下旬 費用負担割合の案への同意確認 (一般送配電事業者)
- ・平成28年12月 広域系統整備計画の策定

5. 実施案、事業実施主体及び費用負担割合の案について

概要は添付のとおりである。

以上

(添付資料)

添付:東北東京間連系線に係る広域系統整備の実施案、事業実施主体及び費用負担割合案について (平成28年9月9日評議員会資料)

東北東京間連系線に係る広域系統整備の 実施案、事業実施主体及び費用負担割合案について (審議)

平成28年9月9日

電力広域的運営推進機関



1. これまでの経緯と今回ご審議事項

1

- 昨年4月に東北東京間連系線を活用して広域的取引拡大を希望する電気供給事業者から提起を受け、 計画策定プロセスを開始。
- 対策案の検討にあたり、増強ニーズの探索、増強容量の検討の目的から電気供給事業者の募集を実施。
- 広域系統整備委員会で検討を重ね、平成27年9月の評議員会での審議を経て、平成27年9月30日に 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の基本要件及び受益者の範囲を取りまとめた。
- 基本要件に基づき実施案及び事業実施主体を募集した結果、東北電力より応募意思の表明があり、平成28年5月9日に当該会員から実施案を受領。
- これまで実施案・事業実施主体の評価及び費用負担割合について広域系統整備委員会にて検討を行ってきたところ。
- 今後、実施案・事業実施主体及び費用負担割合の決定などを経て、平成28年12月※を目途に広域系 統整備計画を取りまとめる予定。
 - ※ 当初計画では平成28年10月に広域系統整備計画を取りまとめる予定としていたが、費用負担割合案の同意確認中に電気供給事業者の応募取り下げがあった場合、一般送配電事業者の負担額に影響を与えることから、費用負担割合案の同意確認について、まず「提起者及び応募者」へ、その後「一般送配電事業者」へと段階的に実施することとし、これに伴いスケジュールを見直す。



- ◆評議員会での審議事項
- ✓ 基本要件、受益者範囲
- ✓ 実施案・事業実施主体
- ✓ 費用負担割合の案

※赤字今回

■ 本日は、これまで検討、評価してきた実施案及び事業実施主体、並びに広域系統整備計画に要する費用の費用負担割合の案についてご審議いただきたい。 こま はままれます

実施案、事業実施主体



2. 広域系統整備の実施案概要

■ 提出された実施案の評価結果を踏まえ、東北東京間連系線に係る広域系統整備の実施案※の概要は 以下のとおりとする。

○主な工事概要

新設開閉所~相馬双葉幹線接続変更箇所 1 500kV送電線 新設 2回線、62km程度 宮城中央変電所~新設開閉所 2回線、81km程度 相馬双葉幹線接続変更箇所~福島幹線山線 (3) 2回線、15km程度 新設開閉所への既設送電線引込 4 6回線 500kV開閉所 500kV送電線引出10回線 5 新設 500kV送電線 宮城中央変電所、2回線 6 引出増設 その他 調相設備、系統安定化装置他

○総工事費(工事予算)

1,530億円

○増強完了時期

<u> 2027年11月末</u>

(2016年度中に費用負担者との工事費の契約手続き等が終了し、 2017年4月から着手可能なことを前提として10年8か月)

※工事概要、機器仕様等の詳細は提出された実施案のとおりとする

○概略ルート



広域的運営推進機関

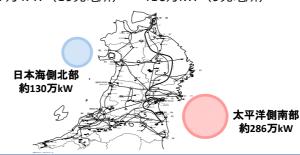
3. 実施案の提案概要(基本要件からの変更)

- 提出された実施案は、送配電等業務指針、当該事業者の設備形成ルール等に基づき詳細な検討が行われており、基本要件を踏まえた対策工事となっている。
- 基本要件から変更となった主な内容は以下のとおり。

項目	実施案	基本要件	変動理由
工事費	1,530億円	1,590億円	詳細技術検討の結果
対策後の運用容量 (東北⇒東京向け) ()内は現状573万kW からの増加量	1,068万kW (495万kW)	1,120万kW以上 (550万kW以上)	電気供給事業者の応募取り下げに伴う 再計算の結果

【応募状況:基本要件決定時からの差異】

- 電気供給事業者 15社⇒9社
- 電力取引の合計量 507万kW(19発電所) ⇒ 416万kW(9発電所)



OCCTO Transmission Operators, JAPAN

4. 実施案及び事業実施主体の評価

- 業務規程第58条第3項及び送配電等業務指針第46条第1項に基づき、事業実施主体候補者から 受領した実施案の評価を実施。
- 各評価項目は良好であり、提出された実施案を妥当と判断。
- 実施案を提出した、一般送配電事業者である東北電力を事業実施主体とする。

評価項目	結果	評価結果
公募要領等への適合性	0	系統安定度計算など適切に行われており必要な増強容量を確保できていること及び電力性能基準等を充足していることを確認。 工期について過去実績等から比較評価した結果、妥当な範囲であることを確認。 ※工期の妥当性については次頁以降参照
経済性	0	工事費総額について過去実績等から比較評価した結果、妥当な範囲であることを確認。 ※工事費の妥当性については次頁以降参照
対策の効果 (電力系統の安定性含む)	0	基本要件から大幅な対策の変更がなく、「提起者・応募者の増強希望容量の電力取引拡大」が可能となることに加え、「連系線ルート断時の供給信頼度向上」、「取引活性化」、「再エネ電源導入拡大」の効果等が期待できる。
事業実現性	0	長距離送電線の増強が必要となるが、当該エリアにて送電線建設実績があり、用地面等の事情にも詳しい。 大震災・原子力事故の被災地域特有の用地事情を踏まえた妥当なルートとなっていることを確認。

- コスト及び工期の評価については客観性・透明性を高めるため、第三者へ評価作業を委託し、評価を補強した。
- この検証結果から、今回実施案にて提出された工事費・工期については、机上検討段階である現時点の工事計画として 妥当な範囲にあると判断。
- なお、計画決定後の実施段階においては、更なる設計の合理化を目指すとともに調達方法の工夫等により、一層のコスト 低減を目指すとともに、工程遅延リスクの最小化を図ることとし、広域機関としてもフォローアップしていく。

※現地調査結果等によるルート・設置場所の変更や、資材費や労務費が高騰する場合など工事費上昇リスクが存在すること、用地取得面、 自然環境面、送電線電工が不足することなどによる工程遅延リスクに加え、被災地特有の工程遅延リスクが存在することには留意が必要。

工事費の評価結果

■ 総工事費及び主要工事項目毎の比較において、概ね平均値±標準誤差以下となっていることを確認。

工事費想定額	1,449~1,723億円 (平均:1,586億円)		
今回の工事費	1,530億円		
〈評価方法〉 過去実績及びメーカー等のヒアリングから、主要工事のモデル工事費を作成 モデル工事費との比較により、工事費の妥当性を判断			



モデル工事費との乖離がある工事項目の確認結果(モデル工事費との差分)

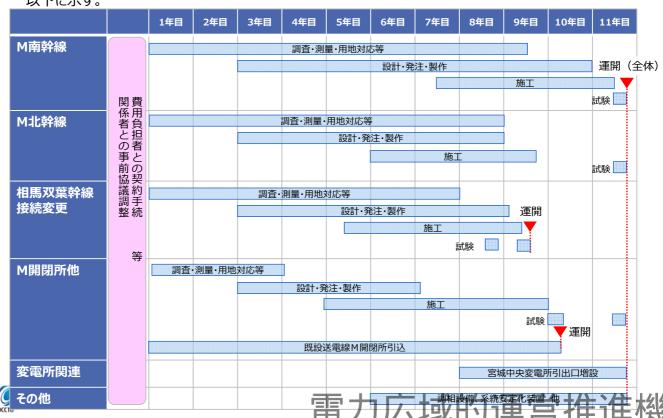
M開閉所	工事費を1回線あたりに換算すると、M開閉所は回線数が多いことから共用部 分費用がモデル工事費に比べ低額となっていることを確認	▲10%程度
------	---	--------

工期の評価結果

- 主要工事の工期において、妥当な考えのもと設定されていることを確認。
 - ✓ 実施案の工期は、平成29年4月着手を前提に10年8か月であり、第三者による過去実績によるモデルの工期 11.6±1.1年の範囲内であること。
 - ✓ 工程の詳細確認の結果、各工程を並行して行うことで工期短縮に努めていること。
 - ✓ 被災地特有の対応が現段階では定量化できず、机上検討段階である現時点での更なる工期短縮を見込み難いこと。

6. 広域系統整備のスケジュール

■ 広域系統整備の全体工期は、平成29年4月着手を前提に**10年8か月**であり、各工事ごとのスケジュールを 以下に示す。



費用負担割合の案



7. 費用負担割合の基本的考え方

9

■ 費用負担割合については、送配電等業務指針第47条に基づき、**受益者の受益の程度に応じた割合** <u>とすること</u>を原則とし、以下の評価方針にて検討を行った。

区分	受益者	受益の評価方針		
特定 負担	提起者及び応募者	● 費用負担ガイドラインに基づき特定負担部分を評価		
一般 負担	一般送配電事業者2 エリア (東北電力、東京電力PG)	● 供給信頼度の向上、既存設備の整備更新などの受益を費用負担ガイドラインに準じて評価		

(費用負担割合の決定)

第47条 広域系統整備に要する費用は、**受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則**とし、本機関は、別表6-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び**費用負担ガイドライン**その他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。

<費用負担ガイドラインのポイント>

- ✓ **基幹系統は**エリアの広範囲にわたって裨益が想定されることから、一般負担を原則。
- ✓ 「特定の電源からの送電を目的として増強等がされる場合であって、特定の電源からの送電のみを目的 として運用される部分」は、基幹系統の例外として一般負担額・特定負担額を算出。
- ✓ 一般負担額・特定負担額の算出方法が定められている。



地域間連系線(区間1)は、「特定の電源からの送電のみを目的として運用される部分」であり、基幹系統の例外として ・般負担額・特定負担額を算定。地内基幹系統(区間2)については、基幹系統の原則のとおり一般負担とする。



- 区間1における特定負担と一般負担間の割合は、費用負担ガイドラインに基づき、設備の増強により停電・発電抑制など が回避できるようになる「供給信頼度が向上する受益」や「既設設備を更新する受益」の評価※により算定。 (※設備毎に最も支配的な受益で評価)
- ただし、供給信頼度向上の受益の評価においては、拡大した運用容量相当部分の内、応募電源が希望する運用容量を 確保するため付帯的に生じた空容量部分については、基幹系統の原則のとおり一般負担とする。
- 各電気供給事業者は、電力取引拡大希望量に応じて特定負担額合計を按分した額を負担する。

<区間1の特定負担の算出イメージ>

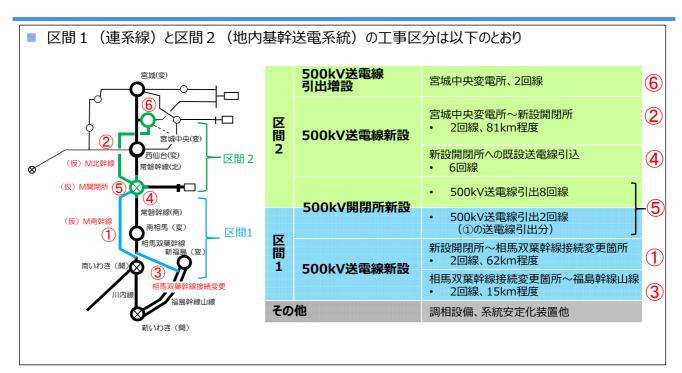


【算定方法(詳細は費用負担ガイドラインによる)】

- ※1 計算式[A/(A+B+C)]により特定負担を算定。A:連系可能となる新規発電設備の容量(kW)

 - B: 送配電線2回線故障時 (N-2) おける既設発電設備 の出力抑制の回避が可能となる発電設備の容量(kW) C: N-2における停電の回避が可能となる需要の量
- ※2 増強等に要した費用から、一般送配電事業者の受益と評価で きる範囲の費用(■)を差し引き特定負担を算定
 - 送配電等設備費×実際の使用年数/法定耐用年数

(参考) 工事区分(区間1と区間2)

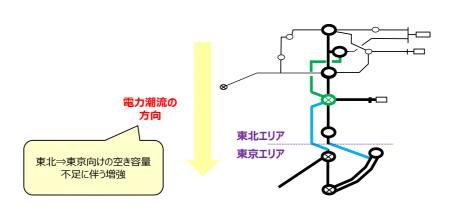




8. 費用負担割合案の検討(一般負担間の割合:区間1)

- 拡大した運用容量(空容量相当部分)
 - ✓ 空容量を通じて送電された電力の受益は、受電する送電先のエリアにあることから、**最終的には送電先エリアが負担**することが合理的であるが、将来の送電先・利用の程度を、現時点で正確に予想することは困難である。
 - √ ただし、初期費用の負担者がいずれであっても、設備利用開始後、事業者間精算制度により送電先のエリアから初期 費用の負担者へ利用の程度に応じた負担額を支払うことになる。
 - ✓ 今回の初期費用の負担者は、以下の理由により東京エリアとすることを判断。
 - 東北⇒東京向け空き容量を通じて送電される電気の受益は東北エリア以北にはない。
 - その電気は、東京エリア以西が受電したとしても、東京エリアを通じて送電される。

(事業者間精算制度において、適切な精算方法で初期費用を回収できることが前提。)





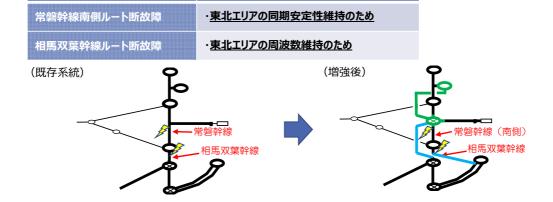
8. 費用負担割合案の検討(一般負担間の割合:区間1) 13

供給信頼度向上(出力抑制回避)

対象事象

✓ <u>増強する地域間連系線に並行する既設送電線故障時の影響から</u>連系線2ルート化による出力抑制回避の受益を評<u>価</u>。出力抑制回避は、東北エリアの電力系統を安定的に維持するための出力抑制であり東北エリアの一般負担とする。

出力抑制の目的



- 供給信頼度向上(停電回避)
 - ✓ 相馬双葉幹線ルート断による東北東京エリア分離後、東京エリアの周波数低下防止のために、当該エリアの需要の一部が遮断される。連系線2ルート化により需要の遮断が回避されることから、東京エリアの一般負担とする。
- 設備更新による受益
 - ✓ 既設設備を更新することで、当該設備を維持運用するエリアに受益があることから、更新に要する費用相当額については当該エリアの負担とする。

電力広域的運営推進機関

【区間2:地内基幹系統の負担】

■ 区間 2 は、地内基幹系統であり、広範囲にわたって裨益が想定されることから**東北エリアの一般負担**とする。

【その他】

■ 系統安定化装置等については、エリア全体の電力系統の安定性を確保する対策であり、**当該エリアの一般負担**とする。

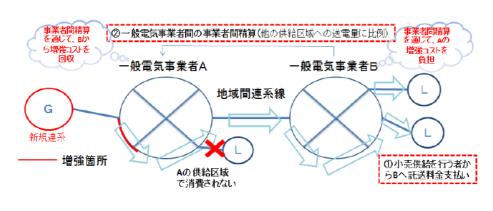


(参考) 事業者間精算の概要 (費用負担ガイドライン抜粋)

15

■ 発電設備から発電された電気が他の供給区域に送電される場合には、供給区域間の負担の公平性を確保する観点から、他の供給区域への送電量に応じて、一般電気事業者間で事業者間精算が行われている。

<事業者間精算(イメージ)>





費用負担の範囲と負担割合案の考え方

【区間1】

- ✓ 拡大した運用容量の応募電源利用分他※については、提起者及び応募者の特定負担とする。・・・区分 I ※ 設備更新受益評価における特定負担分含む
- ✓ 拡大した運用容量の空容量相当部分については、東京エリアの一般負担とする。・・・・区分Ⅱ
- ✓ 常磐幹線南側ルート断故障及び相馬双葉幹線ルート断故障に関する出力抑制回避の受益については、東北 エリアの一般負担とする。・・・**区分Ⅲ**
- ✓ 相馬双葉幹線ルート断故障に関する停電回避の受益については、東京エリアの一般負担とする。・・・・区分№
- ✓ 設備更新による受益については、設備を更新することで受益が認められるエリアの一般負担とする。・・・・区分V

【区間2】

▼ 東北エリアの一般負担とする。・・・区分VI

【その他】

- ✓ エリア全体の電力系統の安定性を確保する対策は、当該エリアの一般負担とする。・・・区分VII
- (注) 土地費の全額および地役権設定の半額は託送供給等約款に基づき、設備を所有する会社の負担とする。

区間	区分	受 益	費用負担者		
区間 1	I	運用容量拡大(応募電源利用分)他	提起者及び応募者の特定負担		
	I	運用容量拡大(空容量相当)	東京エリアの一般負担		
	Ш	供給信頼度向上(出力抑制回避)	東北エリアの一般負担		
	IV	供給信頼度向上(停電回避)	東京エリアの一般負担		
	V	設備更新他	当該エリアの一般負担 (東北、東京)		
区間 2	VI	広範囲の裨益 (地内基幹系統)	東北エリアの一般負担		
その他	VII	供給信頼度向上(エリア全体の安定供給対策)	当該エリアの一般負担(東北、東京)		



(参考) 試算値

17

	区分 受益	試算値(消費稅等相当額除<)*1				
区間		受 益	特定	一般		合計
				東北	東京	ㅁ티
区間 1	I	運用容量拡大 (応募電源利用分)他	382億円	-	_	382億円
	п	運用容量拡大 (空容量相当)	_	-	72億円	72億円
	ш	供給信頼度向上 (出力抑制回避)	_	83億円	-	83億円
	IV	供給信頼度向上 (停電回避)	_	_	17億円	17億円
	V	設備更新他**2	_	36億円	15億円	51億円
区間 2	VI	広範囲の裨益 (地内基幹系統)	_	925億円	0億円	925億円
その他	VII	供給信頼度向上 (エリア全体の安定供給対策)				

- ※1 試算値は、今後、応募電源の取り下げ等の状況の変化により変動する可能性がある。 ※2 用地費、新設区間以外の電磁誘導対策費含む

: 1,530億円 ◆負担額総額

(内訳) 特定負担額 382億円 -般負担額 1148億円



19

その他



10. 短工期対策

■ 実施案の増強完了時期は2027年11月であり、提起者及び応募者の事業開始希望時期を満たすこと は困難な状況である。

■ このため、早期の事業開始を希望するニーズに応えるため、拡大できる運用容量は限られるものの、短期 間で実現できる運用及び設備対策を実施することとした。

○主な工事概要

工事概要 既設 既設275kV線路(いわき幹線)を併用することにより、常 275kV線 磐幹線、相馬双葉幹線の潮流の軽減を図る。 路併用 南相馬変電所遮断器(3台)等を取替 電源制限対 • 同期安定性維持及び送電線熱容量超過対策として、事故 時に利用希望者の電源を遮断する。 象の拡大 電源遮断に必要な制御装置等を設置

○工事完了時期

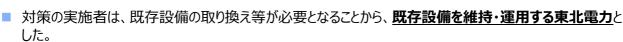
○総工事費

2020年3月目途

3 2 億円

○対策後の運用容量(東北⇒東京向け)

623万kW (+50万kW)() 内は現状573万kWからの増加量



短工期対策により拡大される運用容量は、利用希望者の送電量を満たせないことが想定されたことから、 負担金額を入札制とし、入札金額上位者から希望容量を配分することとした。

宮城中央(変) 西仙台(変) 常磐幹線(北) 常磐幹線(南) 遮断器取着 南相馬(変) いわき幹線 相馬双葉幹線 新福島(変) 南いわき(関 福島幹線山線 新いわき (開)

宮城(変)

⇒ 落札候補者,1社1発電所、約50万kW 【開札結果】入札者: 2社2発電所、約66.5万kWL

平成28年12月21日電力広域的運営推進機関

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の計画策定プロセスの 新たなスケジュールの決定および第2回中間報告について

本機関は、昨年4月より東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の計画策定プロセスを開始し、 広域系統整備委員会にて具体的な検討を進めておりますが、広域系統整備計画の取りまとめに要す る予定を変更し、計画策定プロセスの新たなスケジュールを決定するとともに、第2回中間報告を 作成したことから、以下のとおり公表いたします。

1. 計画策定プロセスの新たなスケジュール

(変更前) 広域系統整備計画の取りまとめ・・・平成28年12月を目途に実施 (変更後) 広域系統整備計画の取りまとめ・・・平成29年 2月を目途に実施

2. 第2回中間報告

別紙参照(※添付略)

以上

別紙:東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の検討状況について(第2回中間報告)